

聖籠町告示第十二号

聖籠町建設工事指名業者選定要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町建設工事指名業者選定要綱の一部を改正する告示

聖籠町建設工事指名業者選定要綱（平成九年聖籠町告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 聖籠町暴力団排除条例（平成二十四年聖籠町条例第一号）第六条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者と認められる場合

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。